

令和5年度（2023年度） 「介護福祉士修学資金等貸付制度」 法人保証の手引き

連帯保証をお考えの法人の皆さまへ

このたびは、介護福祉士修学資金等貸付制度の法人保証をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

本冊子には、貸付制度の概要や、法人保証の手続きについて記載していますので、お申し込み前に、ご確認をお願いいたします。

令和5年度に連帯保証をされる場合は、令和5年4月末までに法人保証の申請をしてください。申請が遅くなりますと、貸付審査にも影響しますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係

目次

目次	2
第1部 法人保証および修学資金貸付にかかる全体の流れ	3
第2部 「介護福祉士修学資金等貸付制度」とは	4
1. 対象となる貸付制度	4
2. 法人保証を行う前に知ってほしいポイント	4
3. 修学資金の概要	5
第3部 法人が連帯保証人になる場合の要件について	8
1. 申込資格	8
2. (ウ)の③「資金状況(直近決算)」の補足説明	8
第4部 事前審査について	10
1. 申込手順	10
2. 事前審査の受付期間	10
3. 提出書類について	11
4. 作成における諸注意	14
第5部 修学資金貸付申請時および貸付決定後に必要な提出書類について	15
1. 修学資金貸付申請時の提出書類について	15
2. 事前審査後の提出書類および手続きについて	17
3. その他の手続きについて	18
第6部 関係資料	19
1. 返還免除対象業務(介護福祉士修学資金)	19
返還免除対象業務(保育士修学資金)	25
2. 介護福祉士修学資金実施要綱および要領	26
3. 大阪福祉人材支援センターのご案内／4. 介護の資格 届出制度のご案内	34
5. 主なQ&A	35

用語の説明

この「法人保証の手引き」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

修学資金	次の7つの貸付事業を指す。 ・介護福祉士修学資金貸付事業 ・介護福祉士実務者研修受講貸付事業。 ・離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 ・社会福祉士修学資金貸付事業。 ・介護分野就職支援金貸付事業 ・障害福祉分野就職支援金貸付事業。 ・保育士修学資金貸付事業
養成施設	介護福祉士等としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
修学生	介護福祉士修学資金貸付等の決定を受けた者。貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
返還免除対象業務 (介護福祉士)	昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務。 (P.19～P.24 参照)
返還免除対象業務 (保育士)	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱に記載するア～コまでの施設または事業であり児童の保護等の業務(P.25 参照)
介護福祉士(として)	国家試験に合格又は介護福祉士養成施設を修了した者が公益財団法人社会福祉振興・試験センターの登録を受けることにより、介護福祉士の資格を取得した者。
現況報告書	修学生の卒業後の状況を報告するもの。原則毎年4月に府社協へ提出すること。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第1部 法人保証および修学資金貸付にかかる全体の流れ

法人保証の事前審査から修学資金の貸付申請、貸付決定後の契約、貸付金の送金までの流れをご説明します。

1. 事前審査 12月～3月（原則として入学手続き前までに）

- ・介護福祉士修学資金貸付等において連帯保証人になることを検討している法人は、あらかじめ、府社協の事前審査を受ける必要があります。
- ・法人は必要な書類を府社協へ提出し（原則、郵送）、府社協は概ね2週間以内で審査を行います。（詳細は P.10 をご参照）。
- ・審査結果は、「介護福祉士修学資金等連帯保証人承認決定通知書」にてお知らせします。（承認した場合は、承認番号および連帯保証金額を記載しています）

※当年度の入学者を対象にした法人保証の事前審査（新規および継続審査）は、随時行っています。

※翌年度の入学者を対象にした事前審査は、別に定めた期間に実施いたします。

2. 貸付申請 5月中旬まで（養成施設毎に取りまとめて）

- ・留学生等の貸付希望者は、養成施設を通じて、府社協へ申請書類を提出します。
- ・その際、法人は、申請書の連帯保証人欄への記入、同意書への署名および代表者公印を捺印してください。併せて、貸付希望者に、**雇用契約書(写)**や理事会等で決議した**議事録(写)**（「対象者名」と「貸付金額」が記載されたもの）等をお渡しください（詳細は P.15 をご参照）。

3. 貸付決定・契約 6月～8月（養成施設毎に取りまとめて）

- ・府社協における審査の結果は、養成施設を通じてお知らせします。なお、貸付が決定した場合、養成施設を通じて申請者（修学生）に「介護福祉士修学資金貸付決定通知書」等を送付いたします。
- ・その後、修学生は、養成施設を通じて、借用証書や誓約書等を府社協へ提出します。
- ・その際、法人は、**借用証書**の連帯保証人欄への記載および**実印**（印鑑証明書のもの）を押印してください。併せて、修学生に**印鑑証明書**をお渡しください。

4. 修学資金の送金 8月以降（養成施設毎に取りまとめて）

- ・借用証書等の取り交わしが終了次第、修学生名義の銀行口座に修学資金等を振り込みます。
- ・貸付期間中、3カ月ごとにまとめて、初めの月の中旬に送金いたします（4月、7月、10月、1月）。
- ・送金予定日は、「送金のお知らせ」を発行し、事前に養成施設を通じて修学生にお伝えします。

（送金の一例） 2年制の養成施設 貸付期間：2年間

貸付金額：1,200,000 円（修学資金 35,000 円／月、入学準備金・就職準備金、国家試験受験対策費用）

★8月に貸付決定した場合・・・

8月：390,000 円（35,000 円×6 カ月（4月～9 月分）、入学準備金 150,000 円、国試費用 30,000 円）

10月：105,000 円（35,000 円×3 カ月（10 月～12 月分））

1月：105,000 円（35,000 円×3 カ月（1 月～3 月分））

4月：135,000 円（35,000 円×3 カ月（4 月～6 月分）、国試費用 30,000 円）

7月：105,000 円（35,000 円×3 カ月（7 月～9 月分））

10月：105,000 円（35,000 円×3 カ月（10 月～12 月分））

1月：255,000 円（35,000 円×3 カ月（1 月～3 月分）、就職準備金 150,000 円）

※留年や休学、退学の場合は送金を休止するとともに、事由によっては返還となります。

5. 養成施設卒業後

修学生は、返還免除になるまで、毎年、府社協に必要な書類を提出します。連帯保証の債務は、修学生が返還免除または返還完了に至るまで残ります。

第2部「介護福祉士修学資金等貸付制度」とは

第2部では、介護福祉士修学資金等貸付制度について説明します。まずは、仕組みについてご理解ください。

1. 対象となる貸付制度

法人保証は、以下の(1)から(6)の貸付事業を対象にしています。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(2) 介護福祉士実務者研修受講貸付事業

介護福祉士を目指し、介護福祉士実務者研修を受講する実務経験3年以上の介護職員に対し受講費用を無利子で貸し付ける事業

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職員として1年以上勤務していた有資格者が、介護職員として再就職するに際し、必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(4) 社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

(5) 介護分野就職支援金貸付事業／障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた方等の福祉分野への参入を促進するため、有資格者(介護福祉士、実務者研修・初任者研修修了者等)に対し、就職の際に必要な費用を無利子で貸し付ける事業。

(6) 保育士修学資金貸付事業

保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける事業

※この「法人保証の手引」では、(1) 介護福祉士修学資金貸付事業を中心に説明しますが、(2)～(6)の事業にも適用します。

2. 法人保証を行う前に知ってほしいポイント

- 修学資金は貸付制度(借りるもの)です。申請者が一定の条件を満たせば返還は免除されますが、返還免除に該当しない場合は、必ず返さなければなりません。
- 連帯保証人は、債権者(府社協)から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求して」と求めること(催告の抗弁)や「借りた本人には返済に回せる財産がまだあるのでそこから返済して」と言うこと(検索の抗弁)はできません。
また、返済期限を超過した場合は、貸付金(残債務)を一時に返還していただきます。
- さらに、債権者は連帯保証人1人へ全額の返済を求めることができますので、こうしたルールから考えますと、連帯保証人には、借りた本人と同じくらい重い責任があると言えます。
- なお、連帯保証人を引き受ける条件として、養成施設卒業後に「労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触しますので、労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、修学生の貴法人以外での就労や退職の自由を妨げないことが必要です。
- 修学生が退学や退職、他の法人へ転職した場合でも、連帯保証人としての契約は無効にはならず、返還免除もしくは返還完了となるまで契約は継続されます。連帯保証人になる際は、大阪府内の介護福祉士の養成確保を支援するという意思をもって引き受けていただきますようお願いいたします。

3. 修学資金の概要

(1) 修学資金の種類・貸付の方法・貸付期間

修学資金の種類		貸付の方法 (貸付申請者本人名義の口座に振込みます)	貸付期間
介護福祉士修学資金	無 利 子	原則として3カ月に1回振込 (4月、7月、10月、1月)	申請年度の4月分から卒業まで (正規の修業年限)
実務者研修受講資金		貸付回数は1人につき1回 100,000円以内を一括振込	
離職した介護人材の 再就職準備金		貸付回数は1人につき1回 400,000円以内を一括振込	
社会福祉士修学資金		原則として3カ月に1回振込 (4月、7月、10月、1月)	申請年度の4月分から卒業まで (正規の修業年限)
介護分野就職支援金 障害福祉分野就職支援金		貸付回数は1人につき1回 200,000円以内を一括振込	
保育士修学資金		原則として3カ月に1回振込 (4月、7月、10月、1月)	原則 2年間(正規の修業年限) ※ただし、2年間に相当する金額の範囲内で あれば2年を超える場合も認める

介護福祉士修学資金の詳細は、以下をご参照ください。なお、その他6つの修学資金については、各募集要領をご参照ください。

(2) 介護福祉士修学資金貸付 (募集要領から抜粋)

修学資金は、養成施設の在学期間中の修学に必要な費用に充てるものとして、貸付を行います。なお、修学資金は生活保護世帯等の事前申請の場合以外は、進学前に振り込まれることはありません。初回の入金は8月以降になりますので、入学金など入学前に必要な費用は、まずは修学生本人が支払う必要があります。

① 申請資格

次の1～5のすべてを満たすことが必要です。

- 令和5年4月1日時点で、養成施設に在学しているもしくは在学を予定している学生。
- 養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き5年以上返還免除対象業務(P.19～P.24)に従事しようとする意思を有していること。
- 修学に際し、家庭の経済状況等から貸付けを必要としていること。
- 学業の成績等が優秀であること。または卒業後、大阪府内で中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があること。
- 次のいずれかに該当する方。
 - 大阪府内の養成施設に在学(予定を含む)していること。
 - 大阪府内に住所を有していること。
 - ①、②のいずれにも該当しない場合は、養成施設の学生となった年度の前年度は大阪府内の市町村に住民登録をしており、養成施設での修学のために転居をしたものであること。
 - ①～③に限らず、上記2に該当すると府社協が認めた者であること。

② 貸付限度額

- 修学資金 月額 50,000円以内(修学期間中)
- 入学準備金 200,000円以内(令和5年度入学者対象:初回送金のみ)
- 就職準備金 200,000円以内(卒業年度にかかる最終回送金のみ。夜間部課程は対象外)
- 国家試験受験対策費用 40,000円以内(貸付期間中の一年度あたり)

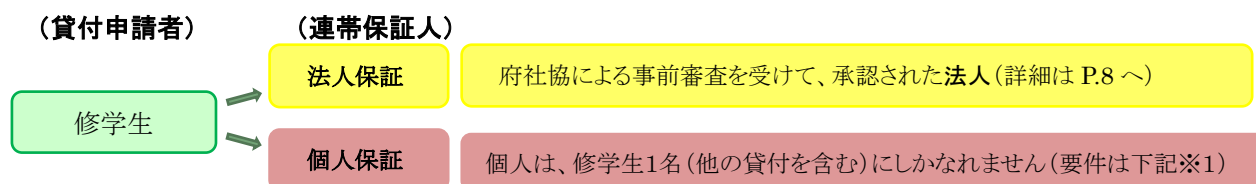
⇒令和5年度は養成施設毎で貸付総額を設定しており、貸付限度額まで申請できない可能性もあります。予めご了承ください。

- 生活費加算 生活保護世帯に属する人や府・市町村民税の非課税世帯に属する人は、生活費加算の借り入れを申し込むことができます(詳細は募集要領をご参照)。

※留学生については生活費加算の対象外です。

③ 連帯保証人についての留意点

- ・修学資金の貸付を受けるには、成人、未成年者にかかわらず連帯保証人が1名必要となります。
 - ・連帯保証人には、個人と法人のいずれになることもできますが、どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことに変わりありません。また、連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負います。
 - ・なお、法人は複数人に対して連帯保証が可能ですが、個人は原則一人に対してのみ可能です。
- ※連帯保証人(個人)の詳しい要件については、介護福祉士修学資金の募集要領にてご確認ください。



※1 連帯保証人(個人)の主な要件

- ①日本国内において居住し、独立した生計を営んでいること(現在、従事中であること)。
- ②申請時において年齢が 20 歳以上 65 歳未満であること。
- ③安定した収入があること(課税証明書における「合計所得金額」が、修学資金の「申請金額」を上回っていること)。

成人年齢について

2022 年 4 月から 18 歳を成人年齢と定めたため 18 歳以上であれば成人としてみなすことになり契約を結ぶことができます。申請時に 18 歳未満であれば法定代理人の同意が必要です。
 なお、外国人の場合はその本国法に従います。

④ 修学資金の返還免除の要件

次の①～③のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の全額の返還が免除となります。

- ①修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において、**介護福祉士として返還免除対象業務(P.19～P.24)**に従事し、かつ、引き続き **5 年間**従事したとき(ただし、大阪府内の過疎地域での従事の場合は **3 年間**)。
- ②登録型のホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した場合も、下記、在職期間と従事期間が必要です。
 なお同時に二以上の市町村等において業務に従事した期間は、一の期間として計算し通算しないものとします。
- ③上記に規定する業務に従事している期間内に、業務上の事由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、当該業務を継続することができなくなった場合。

- 5 年間とは、在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上を指します。
- 3 年間とは、在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上を指します。

※2017～2026 年度卒業者までは、「介護福祉士養成施設を卒業した者についての特例」により、当該卒業した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間、介護福祉士となる資格を有します(ただし、5 年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは効力を失いますが、継続して 5 年間、介護等の業務に従事した場合には、5 年経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有します)。
 ※転職等により従事先を変更した場合は、業務期間として通算します。

⑤ 修学資金の返還猶予および返還についての留意点

ア. 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ・養成施設を卒業後、1 年以内に介護福祉士として登録し、大阪府内で返還免除対象業務(P.19～P.24)に従事しているとき。
- ・養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき。
 ※「社会福祉士養成施設」は、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に限る。
- ・修学資金の貸付けを解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- ・災害、病気やケガ、出産・育児等その他やむを得ない事由のため、休職するとき。離職するとき。

イ. 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- ・ 貸付契約の解除を申し出たとき。
- ・ 退学したとき。
- ・ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められたとき。
- ・ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ・ 死亡したとき。
- ・ 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- ・ 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- ・ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ. 返還

次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- ・ 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ・ 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなつたとき。
- ・ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなつたとき。

エ. 返還の方法

- ・ 返還の期間は、原則、貸付を受けた期間と同じ期間内です。
(貸付期間より短い期間での返還や、一括での返還も可能です)
 - ・ なお、返還期限を超過した貸付金(残債務)については、一時に返還していただきます。
- ※法人による連帯保証の場合、返還期限の超過ならびに延滞利子の発生は想定しておりません。

(例) 2年制の養成施設で2年間修学し、下記のとおり貸付を受けた後に返還になった場合

返還期間は2年間

「修学資金月額」	35,000 円	×	24 カ月	
「入学準備金」	150,000 円			
「就職準備金」	150,000 円			
「国家試験受験対策費用」	30,000 円	×	2 年度	
計		1,200,000 円	⇒	月々の返還額 50,000 円 (24 カ月 月賦)

オ. 返還の一部免除

貸付を受けた期間(この期間が2年未満の場合は2年とする)以上、返還免除対象業務に従事した場合は、修学資金の返還を一部免除することができます。ただし、修学生本人の責による事由により免職された方や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合は適用しません。一部免除を申請する方は、必ず府社協へお問い合わせください。

<一部免除の免除額の計算方法>

$$\frac{\text{業務従事期間(月数)}}{\text{貸付期間(月数)}} \times \frac{2}{5} \times \text{貸付金額(円)} = \text{返還免除額(円)} \quad (\text{※1})$$

※1 中・高年齢離職者や過疎地域で従事した方は、2/3 となります。※2 計算された返還免除額の1円未満は切り捨てます。

【免除額の判断例】

- (1) 貸付額が120万円、貸付を受けた期間が24カ月、36カ月間業務に従事したが、療養のため退職した場合。

$$\frac{36 \text{ カ月}}{24 \text{ カ月}} \times \frac{2}{5} \times 120 \text{ 万円} = 72 \text{ 万円}$$

⇒ 72万円 返還を免除します。したがって、返還金額は48万円となります

- (2) 貸付額が80万円、貸付を受けた期間が12カ月であり、20カ月間業務に従事した場合。
⇒ 業務従事期間が「2年(24カ月)以上」の条件を満たしていないため、一部免除の対象とはなりません。
- (3) 返還免除対象業務に36カ月間従事したが、今後、継続する意思がなくなり、他の業務に従事する場合。
⇒ 特別な事情がない時は、一部免除の対象とはなりません。

第3部 法人が連帯保証人になる場合の要件について

第3部では、法人が連帯保証人になる場合の要件について説明します。

連帯保証人になることを検討している法人は、連帯保証人の要件を満たすか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、事前に審査をさせていただきます。

1. 申込資格

●法人が連帯保証人になるには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- (ア) 審査申込日時点で、法人設立から3年以上経過していること。
- (イ) 審査申込日時点で、大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。
- (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。

項 目	審査内容
① 3年間の活動実績および直近3年間の収支状況	・履歴事項全部証明書および3年分の貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書等（法人単位のみ。付属明細書は不要）を確認。 ・直近3年間の純資産（資産合計－負債合計）がプラスであること。
② 資金状況（直近決算）	・$\{ (流動資産 + 積立資産) - 流動負債 \} \times 50 (\%)$ ※1の金額がプラスであること。さらに、これまでの「累積連帯保証金額」※2を差引いても、プラスであること。
③ 自己資本比率（直近決算）	・$(純資産の部合計 \div 負債及び純資産の部合計) \times 100 (\%) = 10\%以上$

(エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。

- ・営業を廃止又は解散していないこと。
- ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
- ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと。
- ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
- ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

(オ) Web サイト「福祉のお仕事」において、大阪府内の事業所登録を行っていること（P.34を参照）。

(ア) 修学資金貸付申請時に必要な添付書類（P.10、P.15）が提出できること。

2. (ウ) の③「資金状況（直近決算）」の補足説明

(1) 計算方法について ※1

直近（最新）の決算書による連帯保証可能金額の算出方法	■ $\{ (流動資産 + 積立資産 ※3) - 流動負債 ※4 \} \times 50 (\%)$ の金額 ※3 積立資産とは、資産の部の固定資産に処理されている、人件費積立資産、修繕費積立資産、備品等購入積立資産、建設積立資産、施設整備積立資産など（名称は積立金、積立預金などを含む）。なお、預り金積立金、保険積立金は含みません。 ※4 固定負債に「1年以内返済予定の借入金」が含まれる場合、固定負債から1年以内返済予定の借入金を差し引いて、流動負債に加算してください。
----------------------------	--

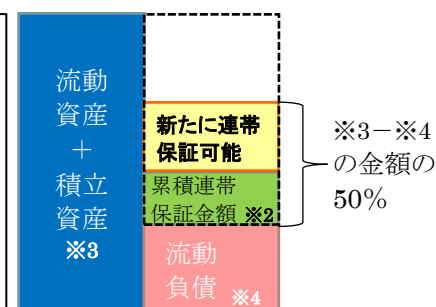
(2) 「累積連帯保証金額」とは ※2

■これまで、連帯保証の契約を行った金額の累積額のことです。

- ・貸付決定時の連帯保証金額（2年制の養成施設の場合は2年間分）を累計し、通算で7年間以上（2年間の在学期間＋5年間の従事期間）、連帯保証の契約が持続します。
- （在学期間中は、貸付決定金額と実際の送金金額は一致しません）。

■累積連帯保証金額から除かれるケース

- ①何らかの事情で、「返還免除」や「返還完了」となり、連帯保証の契約が終了した場合（債務が無くなった場合）。
- ②連帯保証人を変更するなど、連帯保証の契約が無くなった場合。



※毎年11月頃に累積連帯保証金額をお知らせいたします。

●累積連帯保証金額の計算例

初
年
度

- {(流動資産+積立資産)－流動負債}×50%=2,000 万円の場合
- ① 連帯保証希望金額は 2,000 万円まで申込できます。
 - ② 連帯保証の予定者が 5 名の場合、保証利用金額は 600 万円(120 万円×5 名)となり、当年度の累積連帯保証金額は、600 万円となります。

次
年
度

- {(流動資産+積立資産)－流動負債}×50%=2,200 万円の場合
- ③ 2,200 万円から累積連帯保証金額 600 万円を引き、新たに連帯保証が可能金額は 1,600 万円までとなります。
 - ④ 連帯保証の予定者が 7 名:840 万円(120 万円×7 名)の場合、840 万円<1,600 万円で、全員の連帯保証は可能です。
 - ⑤ 累積連帯保証金額 600 万円と当年度の 840 万円で 1,440 万円となります。



～3年目の連帯保証はありませんでした～

四
年
目

- {(流動資産+積立資産)－流動負債}×50%=2,800 万円の場合
- ⑥ 1 名の修学生が転職して、新しい従事先が連帯保証人を引き受けてくれました(連帯保証人が変更)。貸付金額 120 万円の連帯保証契約が解除されました。
 - ⑦ 2,800 万円から累積連帯保証金額 1,440 万円を引き、連帯保証契約が無くなった 120 万円を足して、新たに連帯保証が可能金額は 1,480 万円までとなります。
 - ⑧ 連帯保証は 12 名分 1,440 万円(120 万円×12 名)まで可能となります。

※「累積連帯保証金額」は、返還免除または返還完了に至るまで債務として残りますので、毎年
の決算書で算出する資金状況(連帯保証可能金額)が増えない場合、新たに連帯保証が可能
な金額(連帯保証ができる限度額)は、毎年減少していきます。

●連帯保証希望金額について

- ・審査では、連帯保証を検討している対象年度の連帯保証金額を査定いたします。翌年度以降も、新たに連帯保証をお考えの場合は、継続審査をお申込みになり、承認の可否および連帯保証金額の査定を受けてください。

※「対象年度」とは、修学資金貸付の募集年度を指しており、2 年制の養成施設の場合、2 年間の修学資金に対する連帯保証となります。

- ・前述の資金状況の計算のとおり、「{(流動資産+積立資産)－流動負債}×50(%)の金額」から、これまでの「累積連帯保証金額」を引いた金額の範囲内であれば、申請することができます。
- ・例えば、新たに、2 名分 240 万円(120 万円×2 名)の連帯保証をお考えの場合、連帯保証希望金額は、240 万円以上で申請してください(なお、年度途中で新たに連帯保証を引き受けるケースもありますので、500 万円や 1,000 万円など、多めに申請することをお勧めします)。



第4部 事前審査について

第4部では、事前審査について説明します。

連帯保証人としての要件を満たすか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、どのような書類を整えたらよいか、ひとつひとつ確認していきましょう。提出いただいた書類をもとに、府社協において審査を行います。

1. 申込手順

申込の手順は次のとおりです。審査上必要な書類がある場合、別途提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

1	大阪福祉人材支援センターのホームページから、「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」をダウンロードしてください。
---	---



2	(1) 今回初めて、事前審査の申込をする法人は、次の書類を提出してください。新規審査 ① 貸付事業 法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内の原本) ③ 決算関係書類(3年分の原本証明したもの) ④ 当該年度の事業計画書(原本証明したもの) ⑤ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本) ⑥ 法人もしくは事業所のパンフレット等(代表的なもの) (2) 以前に事前審査を受けている法人は、次の書類を提出してください。継続審査 ① 貸付事業 法人保証申込書(A4版両面もしくはA3版) ② 決算関係書類(前回提出した以降の分が必要です。原本証明付) ③ 直近年度の法人税納税証明書(その3の3)(未納の税がないことの証明書の原本) ※申込が連続していない場合(隔年の申込の場合など)は、必要書類が異なりますので府社協までご連絡ください。
---	--



3	郵送もしくは持参により大阪福祉人材支援センターへご提出ください。
---	----------------------------------

■申込手続き後の流れ(審査)

- ・書類の提出後、概ね2週間以内で審査を実施し、審査結果は、「介護福祉士修学資金等連帯保証人承認決定通知書」にて通知します。
- ・なお、承認決定時には、「承認番号」および「連帯保証金額」をお知らせします。
- ・不備や不足書類があった場合、府社協から返送します。定められた期日までに再提出がない場合、審査を進めることができない場合がありますので、ご注意ください。

2. 事前審査の受付期間

■当年度の入学者を対象にした法人保証の審査(新規および継続審査)は、随時行っています。

■翌年度の入学者を対象にした事前審査について

- ・**継続審査**の場合 11月頃、以前にご提出いただいた法人保証申込書の連絡先にご案内します。
- ・**新規審査**の場合 12月頃、大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載します。

※事前審査の受付期間を過ぎても、審査することは可能ですが、審査に時間を要する場合があります。

修学資金の連帯保証人を行う場合は、受付期間内に事前審査を受けていただきますようお願いいたします。

3. 提出書類について

(1) 法人保証申込書（※ホームページよりダウンロードが可能）

令和5年度（2023年度）貸付事業 法人保証申込書					
① 法人基本情報					
フリガナ	シャカイフクシホウジン ジンサイフクシカイ				
名称	社会福祉法人 人材福祉会				
フリガナ	リジチョウ ジンサイ タロウ				
代表者	役職	理事長	氏名	人材 太郎	代表者 公印
所在地	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54				
代表 TEL	06(6776)2943		代表 FAX	06(6761)5413	
HP	http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/				
設立 年月日	1977年7月1日	資本金	社会福祉法人のため、なし	決算 時期	毎年 3 月末
事業 分野	高齢者（介護保険施設）、高齢者（介護保険施設以外）、その他福祉				
実施 事業 種別	特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
事業所 所在地	大阪市、池田市、能勢町、				
総 職員数	332	人	前回の府社協 審査承認番号	R04-000	
② 財務状況					
～直近年度の決算を含めた過去3年間分～					
3年間の活動実績および 収支状況 【貸借対照表】	※千円単位でご記入ください（千円未満切捨て）（単位：千円）				
		申告済の最新決算書 令和3年度	前年の決算書 令和2年度	前年々の決算書 令和元年度	
	資産合計	6,497,055	6,183,761	6,115,999	
	負債合計	1,354,668	1,196,382	1,148,620	
	差額（純資産額）	5,142,387	4,987,379	4,967,379	
※直近3年間の差額（純資産額：黄色部分）がすべてプラスであること					
資金状況（直近年度） 【貸借対照表より】	（単位：千円）				
	流動資産	682,979	積立資産※1	25,360	流動負債
$(682,979 + 25,360) - 598,460 \times 50\% = 54,940$					
累積連帯保証金額（毎年11月に通知）					
$54,939 - 15,600 = 39,339$ 連帯保証希望金額の上限					
直近決算での 自己資本比率 【貸借対照表より】	※1 積立資産は裏面下部をご覧ください。				
	純資産の部合計	5,142,387	負債及び純資産の部合計	6,497,055	79.1 %
（単位：千円）					
連帯保証希望金額	令和5年度 (2023年度)	39,339,000	≥	3 5 , 0 0 0 , 0 0 0	
	※万円から 千万 百万 十万 万				
③ 連絡先（窓口）					
役職名	総務部 課長		担当者名	確保 花子	
住所	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54				
TEL	06-6776-2943	FAX	06-6776-2943	メール	kaKuho.h@osakafusyakyo.or.jp

裏面につづく

④ 連帯保証要件の確認

【基本要件】～すべてにチェックが必要です～

- ☐ 審査申込日時点で、法人設立から3年以上経過していること。
- ☐ 審査申込日時点で、大阪府内において、返還免除対象業務を営んでいること。
- ☐ 過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ☐ 検索方法が分からない場合は、大阪福祉人材支援センターへお問い合わせください(06-6762-9020)
- ☐ WEBサイト「福祉のお仕事」において事業所登録を行っていること。(事業所番号 27ー)
- ☐ 連帯保証した修学生が他の法人へ転職を希望した場合、就労することを拘束するような申し入れは行わないこと(例えば、「連帯保証人を変更できないなら辞めさせない」等)。
- ☐ 連帯保証した修学生が返還となった場合、法人が返還額を全額返還することを了承すること。

【修学資金申請者との関係】～該当する箇所にチェックしてください～

- ☐ 修学資金の申請者と修学資金の契約日時点で雇用契約(アルバイトを含む)を交わす意思がある。
- ☐ 【社会福祉法人】直接雇用でない場合(派遣会社経由など)、定款に「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載がある。
派遣会社を通じて従事する場合は、定款の変更が必要です。
- ☐ 【社会福祉法人】直接雇用でない場合(派遣会社経由など)、定款に「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載がないため、これから定款の変更を行う。
- ☐ 【医療法人】直接雇用する場合、内部規定により連帯保証を行うことを定めている。
- ☐ 【株式会社等】内部規定により連帯保証を行うことを定めている。
医療法人は、原則直接雇用です。但し、病院内に介護事業所(老健等)を併設している場合は、内部規程により、派遣社員の保証は可能です。

⑤ 添付書類

ア. はじめて法人保証の事前審査を申込みされる法人は、下記の書類を提出してください。

- ☐ 履歴事項全部証明書(原本)…申込み日前3ヵ月以内発行
- ☐ 決算書などの財務諸表(過去3年分)…原本証明したもの
- ☐ 事業計画書…原本証明したもの
- ☐ 納税証明書その3の3(原本)…直近年度分
- ☐ 法人もしくは事業所のパンフレット等…免除対象業務が記載された部分など
- ☐ 定款変更する社会福祉法人は、変更後の定款…原本証明したもの
- ☐ 社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定…原本証明したもの

課税の有無に関わらず、全ての法人に必要です。所轄の税務署で入手してください。

イ. 以前に法人保証の事前審査を申込みされている法人は、下記の書類を提出してください。

- ☐ 決算書などの財務諸表(直近年度分、1年空いている場合は2期分になります)…原本証明したもの
- ☐ 納税証明書その3の3(原本)…直近年度分

⑥ 法人保証を希望する修学生が居れば、紹介を希望しますか？

【希望した場合】法人保証を希望する修学生が居れば条件をお聞きして、条件に合致していると思われる法人の情報を、修学生に提供します。その後のご連絡、面接手続き等は、法人と修学生で直接行っていただきます。

- ☐ 強く希望する ☐ 希望する ☐ 希望しない

【「資金状況」の記載上の注意点】

【積立資産に加算できる固定資産】

積立資産とは、固定資産に処理されている、○人件費積立資産、○修繕費積立資産、○備品等購入積立資産、○建設積立資産、○施設整備積立資産など(名称は積立金、積立預金などを含む)。

加算できないもの：×預り金積立金、×保険積立金

(記入に際しての注意点)**① 法人基本情報**

法人の基本情報について記入をお願いします。

内容については履歴事項全部証明書や法人パンフレットと相違ないか、確認いたします。

記入内容に不明な点があれば、福祉のお仕事サイトの事業所登録内容を参考にご記入ください。

印鑑は、法人の代表者公印を押印してください。

② 財務状況

項 目	内 容
3年間の収支状況等	・3年分の貸借対照表より、入力(記入)してください(千円単位)。
資金状況(直近決算)	・エクセル版に、直近年度の流動資産、積立金、流動負債を入力してください。自動計算されます。
自己資本比率(直近決算)	・エクセル版では、自動計算されます。
連帯保証希望金額	・連帯保証を検討している対象年度において、新たに連帯保証を行う予定の希望金額を記入してください。 (2年制の養成施設の場合、2年間の修学資金の費用が対象です)

③ 連絡先

本申し込みについて、問い合わせ窓口となる方の連絡先をご記入ください。

(2) 履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内)

- 法務局にて、履歴事項全部証明書を取得し、原本を提出してください。

(3) 決算関係書類(3年分)

- 提出の必要な書類…原本証明したものを提出してください。
 - ・いずれの決算書類も勘定科目ごとの金額がわかるものを提出してください。
 - ・掲載の省略により、内訳が不明なものについては別に確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

社会福祉法人	医療法人	株式会社など	NPO 法人
・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書	・貸借対照表 ・損益計算書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュフロー計算書(作成している場合)	・貸借対照表 ・事業活動計算書

(4) 事業計画書

- 当該年度の事業計画書(役員会で承認されているもの)の原本証明したものを提出してください。
 なお、事業内容が箇条書きになっているものなど、取り組み概要が分かるもので結構です。
予算金額の記載は不要です。

(5) 納税証明書(その3の3)

- 管轄の税務署にて、法人税および消費税の未納がない証明のために、納税証明書(その3の3)を取得し、原本を提出してください。
※社会福祉法人や医療法人など、すべての法人がご提出をお願いします。

(6) 法人もしくは事業所のパンフレット

- 法人もしくは事業所のパンフレットを提出してください。それぞれの事業所が複数のパンフレットを作成している場合、代表的なものを一部いただければ結構です。

（７）定款変更をする社会福祉法人は変更後の定款

- 修学資金の申請者が社会福祉法人の従業者（アルバイトを含む）でない場合は、介護人材の育成事業として連帯保証を行うこととなるため、公益事業として定款の条文に謳われることが必要となります。
（例）公益を目的とする事業
「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」
- 派遣会社を通じて従業者を受け入れる場合も、直接雇用でないため、定款の変更が必要です。
一定の手続きをしていただき、変更された定款の原本証明したものを提出してください（P.15）。

（８）社会福祉法人以外の法人は連帯保証に関する内部規定

- 医療法人は、従業者と雇用契約がある場合は福利厚生の一環として連帯保証人となることが可能です。雇用関係がない場合でも、当該医療法人が運営する介護事業所の人材確保の目的の範囲内であれば、連帯保証することが可能です。
なお、雇用関係の有無に関わらず、内部規程を制定する必要がありますので、内部規程の原本証明したものを提出してください（P.15）。
- 社会福祉法人・医療法人以外の法人は、雇用関係の有無に関わらず、内部規程を制定する必要がありますので、内部規程の原本証明したものを提出してください（P.15）。
- （参考）内部規程の項目例
第１条（目的）、第２条（対象者の選考）、第３条（連帯保証の依頼）、第４条（返還方法） など

４．申込書作成における注意点

共通

- ① 手書きの場合、黒または青色の消せないボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペンを使用した場合、作成しなおしていただきます。
- ② 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消した上に訂正印を押し、余白に正しい事項を書いてください。
- ③ 住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「〃」などは認められません。
- ④ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。



第5部 修学資金貸付申請時および貸付決定後に必要な提出書類について

第5部では、事前審査において承認された法人が、修学資金貸付申請時以降に用意していただく必要な書類について説明します。

1. 修学資金貸付申請時の提出書類について

法人の種類および申請者と直接の雇用関係にあるかどうかにより必要な手続きや提出書類が異なります。

法人格	申請者との雇用契約	定款の変更／内部規程の作成	提出書類
社会福祉法人	有り	・「従業者への福利厚生の一環」であり、定款の変更は必要なし。	☐ <u>雇用契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> ☐ 理事会等において①対象者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> (原本証明したもの)。
	無し (派遣会社 経由の 雇用)	・定款の変更が必要です ・定款の条文に、公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載が必要です。 ・定款の変更には、評議員会の議決が必要で、相当の期間が掛かりますので、余裕を持って対応してください。	☐ 派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 ☐ 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> (原本証明したもの)。
医療法人	有り	・内部規程が必要です。 ・「従業者への福利厚生の一環」であり、法人として連帯保証人となることは可能ですが、連帯保証人に関する内部規程が必要です。	☐ <u>雇用契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> ☐ 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>稟議書(写)</u> (いずれも原本証明したもの)。
	無し (派遣会社 経由の 雇用)	・直接雇用でない場合は、原則として法人保証はできません。ただし、医療法人が運営する <u>介護事業所(老健等)</u> の人材確保を目的とする場合に限り、連帯保証人になることが可能ですが、この場合も、 内部規程は必要 となります。	派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 ☐ 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>稟議書(写)</u> (いずれも原本証明したもの)。
株式会社等	有無に関わらず	・内部規程が必要です。 ・雇用形態に関わらず、法人保証は可能です。例えば、法人保証の基準(8頁)を満たしていれば、直接雇用していない、関連法人が雇用する修学生の連帯保証を行うこともできます。	雇用契約がある場合は、 <u>契約書(写)</u> 又は <u>雇用通知書(写)</u> 。 雇用派遣会社から派遣されている従業員の場合は、派遣会社と法人との <u>契約書(写)</u> 。 ☐ 理事会等において①申請者の法人保証を行うこと ②対象者名 ③貸付金額が決議された <u>議事録(写)</u> 又は代表者等の決裁捺印された <u>稟議書(写)</u> (いずれも原本証明したもの)。

※定款の変更を要する社会福祉法人は、事前審査申込時に、変更の手続き状況を報告してください。

※内部規程は、事前審査の申し込み時に提出してください。

Q1 社会福祉法人では、稟議書ではなく「議事録」(写し)の提出が必要な理由を教えてください。

A) 法人は、理事会等の決定によって運営されます。理事会の議決事項は、各法人によって異なると思いますが、一般に「金銭の借入等を含め、連帯保証になること」に関する事項は議決事項と考えています。

従って、①法人保証を行うこと ②その対象者と金額の記載された「議事録」(写し)をお願いしています。

なお、法人によっては定款により、理事長の専決事項を定め、法人保証を行うこと等を、法人の行為として問題のない行為として取り扱っている場合は、府社協にご連絡してください。

その場合でも、直後の理事会での「議事録」(写し)をお願いします。

Q2 法人によって、雇用形態の違いによって定款の変更等の取り扱いの違いがあるのはどうしてですか

A) 法人の根拠法は異なり、それぞれの法律行為の制限が異なるためです。

連帯保証人を引き受ける際の留意点

- 連帯保証契約は、修学生の事情の変化が発生しても、「返還免除」や「返還完了」に至り、連帯保証契約が終了するまで継続します。
- 法人としては将来的に長く就労してもらいたいという期待があるかもしれませんが、修学生に連帯保証をした介護施設等において「将来的な労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、**労働基準法第 17 条の前借金相殺の禁止等に抵触します。**
(例) ・養成施設卒業後、5年間従事することを明記した「誓約書」を取り交わす行為。
- 修学生の意に反して「預金通帳」の管理をしたり、就労や修学を強制させるようなことは不法行為となります。
(例) ・転職を申出た修学生に「新しい連帯保証人を見つけて来ないと転職は認めない」と伝えること。
- また、退職することに対して、労働契約の不履行として違約金を定めるなどの契約を行うことは、労働基準法第 16 条の賠償予定の禁止に抵触します。
- そのため、**連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、修学生の他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げない前提を確保したうえで、連帯保証人となるように条件を整備してください。**
なお、退学や資格取得の意思がなくなった場合など、返還事由に当てはまる場合(P.7 参照)については、**連帯保証人である法人へ返還の請求をさせていただくことがあります。**その際に、修学生とのトラブルが生じることのないよう、予め十分意思疎通に努めていただくようお願いいたします。

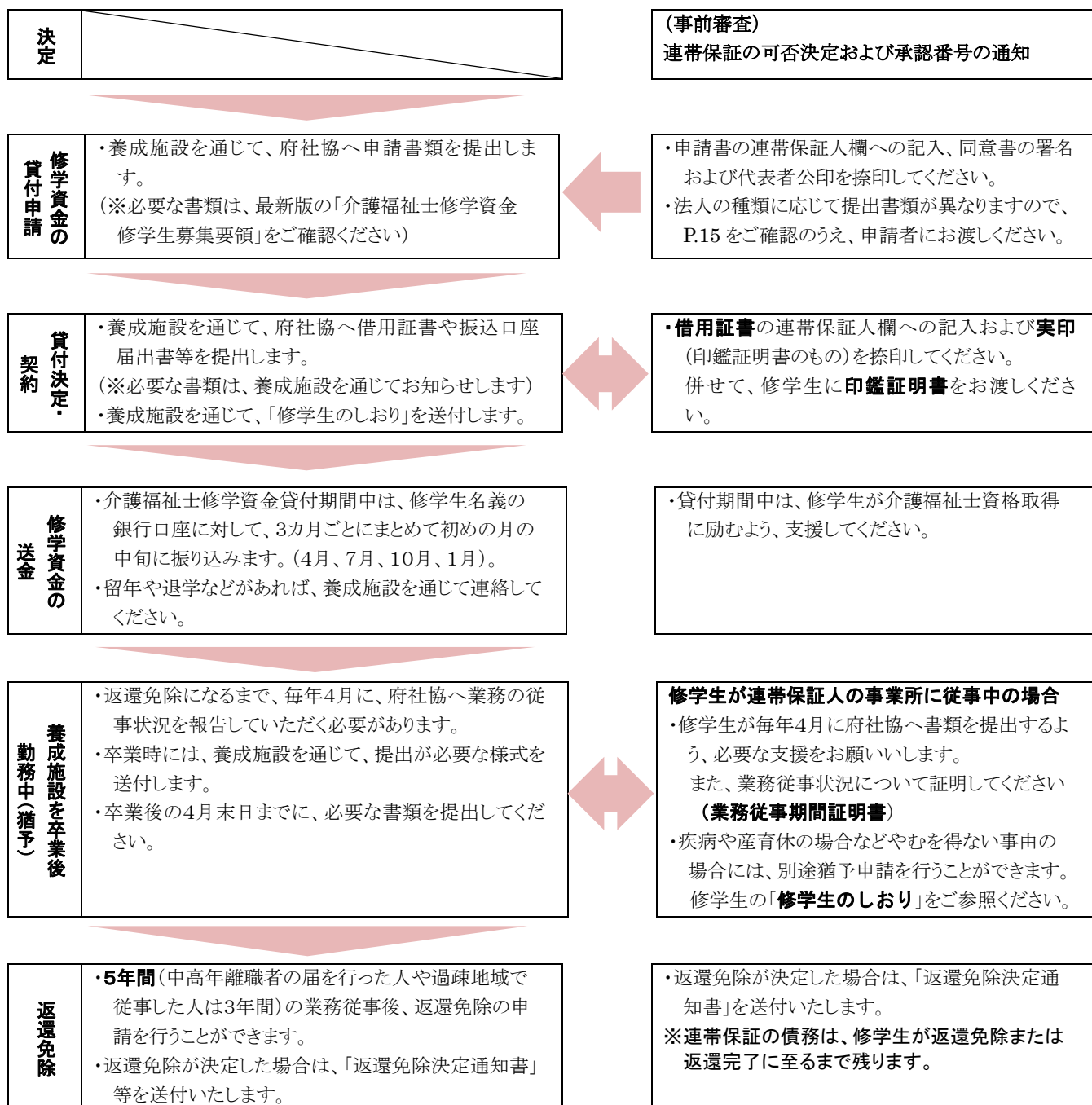


2. 事前審査後の提出書類および手続きについて

■事前審査の結果、承認決定後の提出書類および手続き等は、次の通りです(介護福祉士修学資金の場合)。

修学資金の貸付を受ける方（申請者）

連帯保証人となる法人



3. その他の手続きについて

(1) 申込時の法人内容に変更が生じた場合

- ・法人基本情報における「法人名称」「代表者」「所在地」等、連絡先(窓口)における「担当者」「電話番号」等に変更が生じた場合、すみやかに府社協にご連絡ください。府社協から「法人保証申込書の内容変更届」をお送りしますので、ご提出願います。

(2) 承認された連帯保証金額を、年度途中で増額する場合

- ・本冊子の P.8 に記載されている算式の示される限度内でしたら、年度途中での変更は可能です。
ご希望がありましたら、すみやかに府社協に届け出てください(再度の承認が必要になります)。
- ・実際の保証実績は連帯保証累積額に加算されますので、次年度以降の上限額が下がる点ご注意ください。

$$\{ (\text{流動資産} + \text{積立資産}) - \text{流動負債} \} \times 50\% = \text{連帯保証金額の上限 (法人のキャパ)}$$

連帯保証金額の上限

—

これまでの連帯保証金額の累積額
(過去の保証残高累計額)

=

この範囲内での増額は可能です

第6部 関係資料

1. 返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

【介護業務】

1. 社会福祉施設等

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 指定通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第1号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス) 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護従業者 介助員 支援員など
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第1号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員 ホームヘルパー
指定訪問看護 指定介護予防訪問看護	看護補助者

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 ・知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など

身体障害者更生援護施設 ・身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 ・精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業	訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー

●児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者 など
	訪問支援員

●生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職種
救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、介助員など

●その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム、原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業、原子爆弾被爆者家庭奉仕員派遣事業 労災特別介護施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦
訪問看護事業	看護補助者

2. 病院または診療所

施設・事業種類	職種
病院 診療所	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、看護補助者、看護助手 など

3. 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職種
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 介護保険法や障害者総合支援法の基準該当サービス 以下の各サービスに準ずる事業 (非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業) その他の介護等の便宜を供与する事業 など	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、訪問介護員 など

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(1)保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている、 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(2)児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、 児童心理司、心理判定員、児童指導員、保育士
(3)母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導職員(少年を指導する職員)、 個別対応職員
(4)児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 職業指導員、里親支援専門相談員
(5)障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターに限る)	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、 心理指導担当職員 など
(6)児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
(7)児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
(8)児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
(9) 障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く) 児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、 放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事 業、保育所等訪問支援事業	児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員)
(10)障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(11)病院及び診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機 関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(12)身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
(13)身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
(14)精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(15)救護施設及び更生施設	生活指導員(作業指導員、職業指導員を除く)

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
(16)福祉事務所	指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉司知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員)・ケースワーカー 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 家庭相談員、面接相談員、婦人相談員 母子・父子自立支援員、母子相談員、就労支援員

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(17)婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
(18)婦人保護施設	入所者を指導する職員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(19)知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(20)養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員、主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、相談・指導を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(21)母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員、母子相談員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(22)介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 指定介護療養型医療施設)	生活相談員、支援相談員 介護支援専門員（ケアマネジャー）
(23)地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(24)障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
(25)地域活動支援センター	指導員
(26)福祉ホーム	管理人
(27)障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 就労定着支援員、地域生活支援員
(28)一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
(29)特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
(1)授産施設及び宿所提供施設(生活保護法)	指導員
(2)乳児院(児童福祉法)	児童指導員、保育士、個別対応職員 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
(3)有料老人ホーム(老人福祉法)	生活相談員
(4)指定特定施設入居者生活介護を行う施設(介護保険法) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
(5)身体障害者更生援護施設(障害者総合支援法) 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、 身体障害者福祉工場	生活支援員、指導員
(6)精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法)	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
(7)知的障害者援護施設(障害者総合支援法) 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮	生活支援員
(8)高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
(9)隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
(10)都道府県社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業に規定する専門員 ・その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要 援護者に対するものに限る。)を行っている職員
(11)市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8 日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、 福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する

	福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 ・日常生活自立支援事業に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る)を行っている職員
(12)児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(13)指定発達支援医療機関(児童福祉法)	児童指導員及び保育士
(14)独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
(15)知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
(16)刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官(心理)、福祉専門官
(17)地方更生保護委員会及び保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
(18)更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
(19)労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
(20)心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
(21)児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(22)子育て短期支援事業を行っている、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている職員
(23)「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
(24)地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(25)「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(26)母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
(27)就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
(28)重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員及び保育士
(29)点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
(30)共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
(31)障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
(32)児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設	児童指導員及び保育士
(33)児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
(34)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
(35)地域生活支援事業に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(36)地域生活支援事業に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(37)「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(38)「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(39)「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(40)「アウトリーチ事業」「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(41)介護保険法に規定する、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(42)指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員、生活指導員
(43)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
(44)指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
(45)指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(46)指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
(47)指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員及び介護支援専門員
(48)居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
(49)介護予防支援事業、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
(50)「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
(51)「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
(52)サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
(53)地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
(54)就労支援事業を行っている事業所	就労支援員

(55)ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
(56)地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
(57)ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
(58)ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
(59)東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(60)熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(61)自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
(62)生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者自立相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
(63)被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
(64)発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
(65)広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
(66)地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
(67)障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(68)障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する業務を行う職員
(69)雇用保険法に規定する障害者雇用安定助成金のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(70)障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者及び就業支援担当者、生活支援担当職員
(71)公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター 雇用トータルサポーター(大学等支援分)
(72)スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
(73)難病相談支援センター	難病相談支援員
(74)高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
(75)子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
(76)母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
(77)地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
(78)子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
(79)「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
(80)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
(81)家庭裁判所	家庭裁判所調査官
(82)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
(83)「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
(84)生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	生活支援提供責任者
(85)母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
(86)厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

※相談援助業務の施設・事業種類の番号は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務範囲等について」の「別添1 指定施設における業務の範囲等」に記された番号を示しています。

以上は、介護福祉士修学資金貸付事業、社会福祉士修学資金貸付事業、実務者研修貸付事業に係る返還免除対象業務。

なお、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業と介護分野就職支援金貸付事業は、介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所または施設において、介護職員として週20時間以上の勤務を行うこと。

また、障害福祉分野就職支援金貸付事業は、障がい福祉サービスを提供する事業所・施設等において、障がい福祉職員として週20時間以上の勤務を行うこと。

保育士修学資金貸付 返還免除対象業務

区域		施設等種別、及び法令・通知等
全国		国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
		肢体不自由児施設「整肢療護園」 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
大阪府	ア	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 4 項 ・児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（放課後等デイサービスなど）
		児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所を含む） ・助産施設 ・児童養護施設 ・乳児院 ・障害児入所施設 ・母子生活支援施設 ・児童発達支援センター ・保育所 ・情緒障害児短期治療施設 ・幼保連携型認定こども園 ・児童自立支援施設 ・児童厚生施設 ・児童家庭支援センター
		児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・指定保育士養成施設
	イ	学校教育法第 1 条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・認定こども園
	エ	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
	オ	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・病児保育事業
	カ	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの ・放課後児童健全育成事業
	キ	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・一時預かり事業
	ク	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定 ・離島その他の地域における特例保育を実施する施設
	ケ	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、次に掲げるもの i) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
	コ	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・企業主導型保育事業

2. 介護福祉士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)は、大阪府内における指定介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得をめざす学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付対象者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号まで規定する、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者とする。

ただし、国家試験受験対策費用及び生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の(1)及び(2)に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者。

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者。

2 次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者。

ア 大阪府内に住民登録をしている者であって、卒業後に大阪府内、もしくは国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において、昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする者。

イ 大阪府内の養成施設の学生であって、卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者。

ウ 養成施設の学生となった年度の前年度に大阪府内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者。

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)が、養成施設を卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)が認めた者。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの。

ア 学業成績等が優秀と認められる者。

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者。

(貸付対象者の選定)

第3条 府社協会長(以下「会長」という。)は、貸付対象者の選定にあたっては、養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

2 貸付対象者の選定は、養成施設の入学決定前に行うことは差し支えない。この場合、貸付対象者の養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

3 返還免除対象期間が3年となる中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。

なお、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えない。

(貸付額)

第5条 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(4)に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

(3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり、40,000円以内

(4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として府社協が定める額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。)

2 利子は、無利子とする。

3 貸付額については、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費(前項の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。)に充当するものであり、前項に定める額の範囲内であれば養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えない。

4 国家試験受験対策費用は、養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

5 生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は第2条の1の2において、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていることが想定されること。

- ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(2) 生活費加算の貸付対象者の選定

ア 生活費加算の貸付対象者に対し、養成施設への入学前に貸付け決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が府社協に行くこととし、当該申請を受けた府社協は当該貸付申請者の居住地が所在する福祉事務所(以下、単に「福祉事務所」という。)等との連携により適切に審査を行うこと。

イ アの他、生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- i 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。
- ii 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認すること。
- iii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認すること。

(ア)貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに養成施設に就学しようとする者。

(イ)貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合。

(3) 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所や養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めること。

- ア 養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援
- イ 養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

(4) 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるため、貸付け後の加齢や転居等により別表に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこと。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とすること。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域(過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に規定する区域をいう。)において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は、3年(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。
- 2 返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された者については、会長が修学生の申請に基づき返還免除対象業務に従事する意思があると認めた場合、「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えない。
- 3 返還免除対象業務に従事後、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福祉士養成施設」という。)における修学、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。
- 4 法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
- 5 返還免除対象期間の計算については、次の(1)と(2)に掲げる方法を標準として府社協が定めることとする。
 - (1) 5年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
 - (2) 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
 なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 6 また、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、府社協は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は大阪府内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 なお、返還の適用に当たっては、当該事業が第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 (当然猶予) 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき。
- 2 (裁量猶予) 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - (1) 大阪府内において返還免除対象業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、返還免除対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 大阪府内において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の全部又は一部
- 2 前項の(1)及び(2)の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、前項の(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであること

とを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- 3 第1項の(3)に該当する場合に免除することができる債務の額は、修学生が返還免除対象業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間(この貸付けを受けた期間の考え方は第8条第5項と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。)の2分の5(中高年離職者等については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の小数については切り捨てるものとする。

- 4 要綱第11条第1項の2により、返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、大阪府知事がその内容を承認することとする。

(延滞利子)

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年3月18日から施行する。
- 4 この要綱は、令和元年11月22日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥留学 ⑦家族滞在 ⑧特定技能
- 2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

(養成施設の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで規定する、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)は、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(貸付申請)

- 第4条 申請者は、修学資金貸付申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添付して、養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。
- 2 養成施設の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。
 - 3 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者は、養成施設への入学前に貸付申請を行う場合、申請書に必要書類を添付して、直接、会長に申請するものとする。
 - 4 養成施設の入学前に貸付決定を行った場合、当該養成施設へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

(貸付額)

- 第5条 入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用、生活費加算は、これらのみを貸付けることはできない。
- 2 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時のみとする。
 - 3 高等教育の修学支援新制度と併給する場合は、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1)貸付額および入学準備金は、授業料等減免後の自己負担額の範囲において貸付けることができる。
 - (2)給付型奨学金の支援対象者は、生活費加算の貸付対象外とする。

(連帯保証人)

- 第6条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の(1)から(6)に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1)独立した生計を営んでいる者。
 - (2)日本国内に居住する成年の者。
 - (3)申請日において年齢が 65 歳未満の者。
 - (4)安定した収入がある者。
 - (5)日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。
 - ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
 - (6)府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。
- 2 法人の連帯保証人を立てる場合は、予め、当該法人が府社協の事前審査を受け承認を得ているものとする。
なお、事前審査の内容は別に定める。
- 3 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
 - 4 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
 - 5 修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更・追加申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付決定)

第7条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、養成施設を通じて申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

- 第8条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、介護福祉士修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。
- 2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
 - 3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、1回につき3カ月分ずつを口座振込の方法により交付する。

なお、分割交付の時期は別に定める。

3 第4条第3項による申請にもとづき貸付決定を行った場合は、養成施設への入学前に、入学準備金のみ交付することができる。

4 当該養成施設への入学に際し、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)を借り受けている場合は、先に貸付金を償還にあて、貸付金の残額を修学生に交付する。

5 貸付契約の内容に変更が生じ、会長が必要と認めた場合は、修学資金の交付を休止する。

(返還の債務の当然免除)

第10条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。

4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。

5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。

(1)療養のためは、3年。

(2)産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)。

(3)育児休業は、子が1歳(一定の場合において1歳2カ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6カ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。)に達する日までの期間。

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2カ月に達する日までの間の1年間。

(4)介護休業は、3カ月。

(返還の債務の裁量免除について)

第12条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 要綱第11条第1項の1及び2に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

第13条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなくなるとなるときは、当該事由に該当することとなった日(要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。)から速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。

2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。

ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

第14条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

第15条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

2 令和2年3月31日以前に貸付決定を行ったものについては、年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(届出義務)

第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。

(1)修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。

- (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 修学生が留年したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。
- (6) 連帯保証人が死亡したとき

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第17条 修学生が返還免除対象業務に従事した後、離職し求職活動を行う次の期間は、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (1) 6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間
- (2) 6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数を参考にする。

(返還金の催告)

第18条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。

(調査)

第19条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第20条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第21条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に基づく債務に関しての訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第23条 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年12月18日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年3月18日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年11月22日から施行する。
- 6 この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

(様式1) 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程
介護福祉士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、介護福祉士修学資金貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥介護福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧誓約書 ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑫住民税非課税証明書 ⑬生活保護受給証明書 ⑭保護変更決定通知書(写し) ⑮在留カード(写し) ⑯振込先金融機関の通帳など(写し) ⑰業務従事開始届 ⑱介護福祉士登録証(写し) ⑲現況報告書 ⑳業務従事期間証明書 ㉑修学資金返還計画書 ㉒修学資金返還猶予申請書 ㉓修学資金返還免除申請書 ㉔各種 承認・不承認通知書 ㉕在学者一覧 ㉖その他会長が必要と認める書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②介護福祉士修学資金貸付事業を実施する社会福祉協議会 ③本事業利用者が所属する介護福祉士養成施設 ④連帯保証人 ⑤その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	大阪福祉人材支援センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	大阪福祉人材支援センター所長

3. 大阪福祉人材支援センターのご案内

■大阪福祉人材支援センターとは・・・

社会福祉法に基づき大阪府知事の指定を受けて、大阪府社会福祉協議会に設置されています。
そのうち、無料職業紹介事業については、職業安定法により厚生労働大臣の認可を得て実施しています。
(認可番号:27-ム-030004)

- 職業紹介・相談** ☞ WEB サイト「福祉のお仕事」を利用した就職活動をお手伝いします。
- 職場体験** ☞ 百聞は一見に如かず！体験登録ができます。
- 情報提供** ☞ 資格や福祉の現場まで、就職をサポートします。

※福祉の就職フェアや面接会、各種セミナーを開催しています。



※中央福祉人材センターおよび大阪福祉人材支援センターが運営しています。

大阪福祉人材支援センター

〒542-0065

大阪市中央区中寺 1-1-54 (大阪社会福祉指導センター 3 階)

開所時間 9:00～17:00(平日 月～金)
(※職業紹介 9:00～11:45、13:00～16:00)

TEL:06-6762-9020

FAX:06-6764-1574

Web サイト:<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>



地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅
下車④号出口から南西へ 400m

4. 介護の資格 届出制度のご案内

■届出制度とは・・・

平成 29 年 4 月 1 日から、社会福祉法の改正により、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍いただけるように届出制度が創設されました。

大阪福祉人材支援センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます。

【届出方法】

下記、いずれかの方法で届出登録を行ってください。

①インターネットでの登録

スマートフォンもしくはパソコンで「福祉のお仕事」ホームページにアクセスし、手順に沿って操作をおこなってください。

②大阪福祉人材支援センターの窓口での届出

インターネット環境をお持ちでない方、操作に不安のある方は、お気軽に窓口へお越しください。



↑ 届出はコチラから

③届出票を大阪福祉人材支援センターに送付

専用の届出票(大阪福祉人材支援センターのホームページからプリントアウト可)での登録。



5. Q & A (お問い合わせの多いもの)

No	質 問	回 答	頁
1. 法人保証の申込について			
1	次年度も新たな貸付希望者の連帯保証を考えているが、事前審査は必要ですか？	必要です。 毎年、対象年度(募集年度)に対する連帯保証について、最新の決算書をもとに審査を行います。これまで、審査を行った法人に対しては、毎年12月頃までに、次年度の取り扱いについて、「法人保証申込書」の連絡先にご案内します。また、府社協のホームページにも掲載します。	8 10 11 12
2	社会福祉法人が連帯保証を行う場合、定款の変更は必要ですか？	貸付希望者と直接の雇用契約があれば不要です。派遣職員として受け入れるなど、直接の雇用関係にない場合は、定款の変更が必要です。	14 15
3	内部規程とはどのようなものですか？	連帯保証を行うことに関して、対象者や選考方法、法人による代位弁済などの要件を定めたものです。サンプルが必要な場合はご連絡ください。	10 15
4	非営利法人だが「法人税納税証明書」は必要ですか？	必要です。 法人格を問わず、全ての法人からご提出いただいておりますので、「その3の3」を管轄の税務署で入手してください。	10 13
5	連帯保証希望金額とは何ですか？	募集年度に対する連帯保証の希望枠となります。 例えば、貸付合計額が120万円の修学生を3名受入れる場合は、 $120 \text{ 万円} \times 3 \text{ 名} = 360 \text{ 万円}$ となりますので、360万円以上でお申し込みください。	9 18
6	連帯保証金額の変更は可能ですか？	可能です。 事前審査の際に承認した金額から増額する場合(例:連帯保証を行う人数を増やす)、申込時の資金状況欄(連帯保証金額の上限)まで増額が可能です。変更希望の場合は、ご連絡してください。	18
7	連帯保証金額の累積額とは何ですか？	連帯保証債務の累計額です。 実際に連帯保証を行った貸付金が、返還免除または返還完了に至るまで累積し、債務として残ります。 なお、この金額は、新たな継続審査の際に決定する、連帯保証金額の査定に影響します。	8 9 18
8	法人保証の申込はいつまでに行えばよいですか。	法人保証の事前申請の期限はありませんが、修学資金は4月～5月が受付期間となりますので、法人保証の申込は遅くともその年の3月までに完了してください。 なお、貸付希望者の申請時には、理事会の議事録(写し)が必要ですので、計画的に進めてください。	3
2. 修学資金の申請～貸付について			
9	修学資金の貸付申請の方法は？	貸付希望者から養成施設を通じて申請をお願いしています。 養成施設に申請書類の取りまとめと、貸付審査に必要となる推薦状の発行をしていただきます。	3
10	貸付申請に際して必要なものは何ですか？	雇用契約書や理事会で決議した議事録(「対象者名」と「貸付金額」が記載)等が必要ですので、貸付希望者にお渡しください。 なお、理事会等のスケジュールに合わせて計画的に準備をお願いします。	3 15
11	いつ送金されますか？ 送金予定日を連絡してくれるのですか？	初回の送金は、借用証書の取り交わしが終了し、養成施設単位で取りまとめたうえで、貸付希望者名義の銀行口座に送金します。 その後は、3カ月ごとにまとめて、初めの月の中旬に送金します(4月、7月、10月、1月)。 なお、送金予定日は、「送金のお知らせ」を発行し、事前に養成施設を通じて貸付希望者にお伝えします。	3 5

3. 修学資金の貸付後について(在学時～卒業後:貸付希望者から借受人へ)			
12	借受人の生活に変動があった時は、どのように手続きすれば良いですか？ また連帯保証関係に影響しますか？	在学期間中の各種届け出については、借受人から養成施設を通じて必要な書類を府社協に提出してもらいます(例:住所変更、退学、休学、行方不明など)。 なお、連帯保証関係については、影響は生じません。例えば借受人との雇用関係が解消された場合でも、連帯保証人の変更を行わない限り、連帯保証責任は継続します。	15 18
13	連帯保証人の変更は可能ですか？	原則できません(手引き4P 参照) 但し、借受人、現在の連帯保証人、新しく連帯保証になる法人から申出があり、府社協が承認した場合のみ変更が可能です。 なお、府社協が不承認となる可能性があるケース①新しい法人が法人保証の条件を満たさない場合②法人保証から個人保証への変更等です。	1 6 18
14	借受人は、介護職を離れることになりました。2年間従事したので2年分免除できますか？	2年以上介護福祉士と従事したから言って、無条件に一部免除はできません。 離職した理由が「やむを得ない事情」であることに限定されています。「やむを得ない事情」とは、借受人が予期できない事情のことです。例えば「病気・事故」などがこれに当たります。また適用されるには原則として「診断書」等、客観的な資料を提出して、府社協の承認が必要となります。	7
15	返還の手続きはどのようにしますか？	在学期間中は、借受人や連帯保証人(法人)の申し出に基づき、養成施設を通じて届け出いただき、養成施設を卒業後は、借受人または連帯保証人が、府社協に届け出いただきます。 返還の事由に該当する場合は、返還方法を取り決めたうえで、「修学資金返還計画書」を提出していただきます。	7
16	返還はどのようにしますか？	返還が決定した日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に返還していただきます(一括振り込みまたは月賦による口座振替)。 例えば、2年制の養成施設で2年間貸付けを受けた場合、返還期間は2年間となります(2年後の返還期限内であれば延滞利子は発生しません)。 まずは、借受人に返還を求めますが、返還が困難と思われる場合は、連帯保証人(法人)に請求いたします。 なお、法人による連帯保証において、返還期限を超過した場合は、貸付金(残債務)を一時に返還していただきます。 なお、法人による連帯保証の場合、返還期限の超過ならびに延滞利子の発生を想定しておりません。	7
17	借受人に代わって、府社協に返還した場合(代位弁済した場合)はどのようになりますか？	連帯保証人が、借受人に代わり返還した場合、連帯保証人は、借受人に対して求償権を取得します(時効は5年)。 求償権とは、借受人に代わって借金を肩代わりした場合、借受人に請求できる権利のことです(民法 442 条、459 条、462 条、465 条)。 なお、連帯保証人が代位弁済をして返還が完了した場合、借用証書は連帯保証人にお返しいたします(債権者が府社協から連帯保証人に代わることになります)。 新たに債権者となった連帯保証人は、借受人に対して、返還を求めることができます。	7

〈 おわりに 〉

法人が連帯保証を行うにあたり、留学生等の対象者に対し、「養成施設の在学中の2年間、卒業後の5年間従事してほしい」と期待されていると存じます。

これまで、多くの法人が留学生等の就労や生活をていねいに支援されている一方、留学生等からは次のような相談も寄せられております。

- 5年間従事することを明記した「誓約書」の取り交わしを求められた。
- 退職を申し出たところ、「新しい連帯保証人を見つけないと転職は認めない」と言われた。

これらは、不法行為であり、具体的な事例が判明した場合には、適切な措置を行いますので、P16の「連帯保証人を引き受ける際の留意点」をご一読いただき、十分ご検討のうえ、お申し込みください。

「介護福祉士修学資金等貸付制度」法人保証の手引き

令和5年（2023年）4月改訂

.....

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54

大阪社会福祉指導センター 3階

TEL：06-6776-2943（月～金（祝日を除く）9：00～17：00）

FAX：06-6761-5413

（ホームページ）<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>